

2020年3月23日

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う

### ガス料金の特別措置について

レモンガス株式会社  
直売業務部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げますとともに、生活に影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

レモンガス株式会社は、経済産業省及び一般社団法人全国LPガス協会からの要請を受け、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特別措置に基づく貸付を受けたお客さまで、お客さま等から当社に申し出があった場合に支払いの猶予を特別措置として講ずることと致します。

#### 1. 特別措置の内容

プロパンガス料金、又は都市ガス料金の支払期限日が2020年3月25日以降で6月末までのものに限り、1か月分のガス料金について、支払期限日を1か月間延長致します。

#### 2. 特別措置の適用条件

以下の①、②の条件を全て満たすお客さまに特例措置を適用させていただきます。

- ① 当社とプロパンガス、又は都市ガスの供給について契約されているお客さま。
- ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により厚生労働省生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」、又は「総合支援資金」の貸付がなされている個人のお客さま。

#### 3. お問い合わせ先

##### 【プロパンガス】

お客さまの各担当支店までお問い合わせください。(平日8:30~17:30)

支店詳細は下記HPをご確認ください。

<https://www.lemongas.co.jp/company/office.html>

##### 【都市ガス】

都市ガス事務センター

電話番号 050-3033-4540 (平日8:30~17:30)